

農地法の改正により、遊休農地に対する課税が強化されます

■遊休農地対策

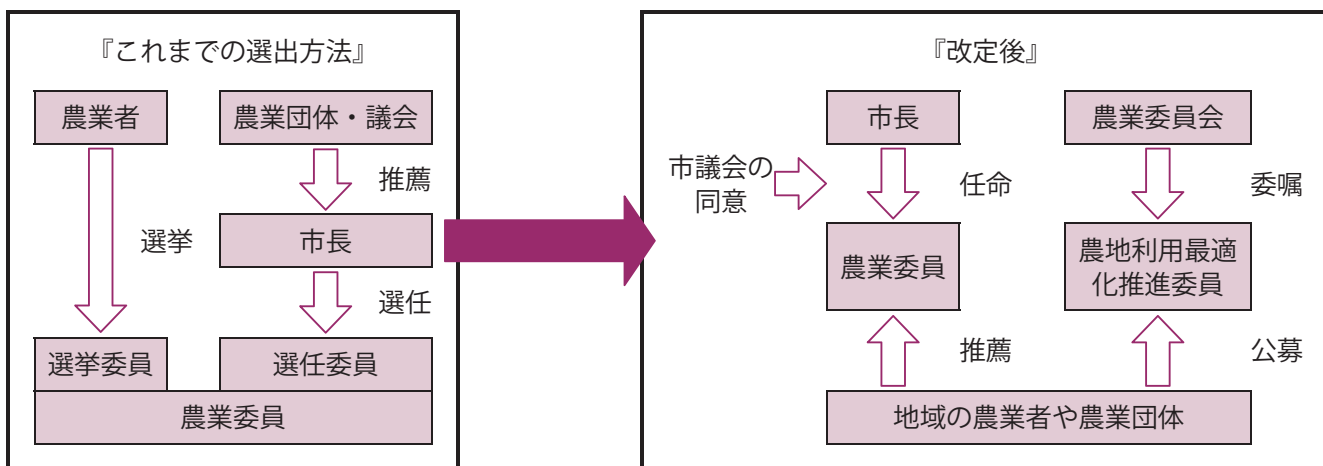
今年の4月の農地法改正により、遊休農地の状況が継続される場合には、固定資産税の課税が約1.8倍に強化されることになりました。(平成29年1月1日付課税より適用予定)

なお、遊休農地の状況が解消された場合や農地中間管理機構へ貸し出しを表明した場合は、課税強化の対象外となります。貸し出しに同意する方は、9月中旬に送付しました書類に、必要事項を記載のうえご返送をお願いします。

また、農地の利用状況調査を実施しています。農業委員や調査員等が農地に立ち入る場合がありますので、皆様のご理解とご協力をお願いします。

■農業委員の選出方法が、市長の任命制に変わります

「農業委員会等に関する法律」の改正に伴い、農業委員の選出方法が、公職選挙法に基づくものから市長の任命制に変わりました。また、「農地利用最適化推進委員」が新設されました。



■農業委員会の主な業務

- ①農地法及び農業経営基盤強化促進法などの法律に基づき、農地の売買や貸借、転用などについて公正な審査を行います。
- ②農地等の利用の最適化の推進を図ります。(担い手への農地集積・集約、耕作放棄地の発生防止・解消、農業の新規参入の促進)
- ③農業経営や農業者年金などの相談、農業についての調査や情報の発信を行います。

	農業委員	農地利用最適化推進委員【新設】
任期	3年 (平成29年7月20日～)	3年 (平成29年7月20日～)
業務内容	農地法に基づく許可等の審議及び農地利用の最適化に向けた指針や計画の作成、現地確認・指導等を行います。	地域における農地利用の最適化に向けた現地活動等を行います。

〈広告欄〉

ご贈答に一番人気 信州そばの風味・香りをお手頃なセットで。

信州小諸信濃半生そばセット2,000円
(◎発送承ります…2,600円(送料込み))

「小諸市民限定クーポン」ご利用下さい

そば粉からそば道具まで 粉の専門店
蕎麦の粉屋 大西製粉 店内全品10%OFF
〒384-0008 小諸市東小諸甲1581 TEL0267-22-0585 有効期限2016年11月30日まで

緑の丘にふれあいの鐘が鳴る やまびこ園

障害者グループホーム
障害者支援施設
軽費老人ホーム
デイサービスセンター
認知症対応型グループホーム

社会福祉法人 小諸青葉福祉会
小諸市大字柏木1328 ☎0267-23-9515